

1 学級規模校の魅力の認知向上に向けた情報発信業務 公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

本県の1学年1学級規模の県立全日制高等学校（以下「1学級規模校」という。）14校においては、在籍生徒が少ないことなどから一定規模のメリットを活かした教育活動の展開が難しく、学校の活性化が課題となっている一方で、配置されている教職員が少ないことなどから、学校の特色や魅力ある取組の情報発信を十分に実施できていない。

そのため、県内中学生及びその保護者並びに中学校教職員等を対象にWeb広告等を活用した情報発信を行い、1学級規模校の特色や魅力ある取組の認知向上を図る。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 予算額

8,000千円

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和7年5月26日（月） 17時00分

(2) 仕様書等に対する質問書提出期限

令和7年5月27日（火） 17時00分

(3) 上記(2)に対する回答日等

令和7年5月28日（水）に、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

① 提案書提出場所

広島県教育委員会事務局学びの変革推進部教育改革課

② 提案書提出期限

令和7年5月30日（金） 17時00分

(5) 提案書に関するプレゼンテーション実施場所等

① 実施場所 広島県教育委員会事務局学びの変革推進部教育改革課

② 実施日時 令和7年6月4日（水）（時間、場所の詳細は別途通知する。）

③ 出席者 公募型プロポーザル参加資格を有している事業者

④ 時間 提案者当たりの説明時間は25分程度を予定し、内訳は次のとおりとする。

プレゼンテーション：15分

質疑応答：10分

⑤ その他 参加事業者数によっては、書面審査を行い、プレゼンテーションへの参加事業者数を絞り込む場合がある。

- (6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について
- ① 電子データの保存等に関する申出書を申請書に添付しなければならない。
 - ② 申請書及び①に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
 - ③ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
 - ④ 申請書等の提出は、持参、郵便等又は電子メールによる。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）
- (7) 仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）について
- ① 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2 (2)仕様書等に対する質問書提出期限」までに、書面により提出すること。
 - ② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。
- (8) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について
- ① 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
 - ② 上記の通知を受けた者は、広島県教育委員会事務局学びの変革推進部教育改革課に対してその理由説明を求めることができる。
 - ③ この説明を求める場合は、令和7年6月9日（月）17時00分までに、その旨を記載した書類を提出すること。
 - ④ 上記に対する回答は、令和7年6月10日（火）までに、書面により行う。
- (9) 支払条件
- 業務完了後の一括払いとする。
- (10) 手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨に限る。
- (11) 参加者の負担について
- 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (12) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。
- (13) 提出された提案書について
- ① 提案書提出後、本県から提案書の内容について質問を行い、また補正を指示する場合がある。
 - ② 提出された提案書は、返却しない。
 - ③ 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。ただし、次の場合には、使用することがある。
 - ア 広島県情報公開条例に基づき公開する場合
 - イ 最優秀提案者の提案書を公開する場合

3 契約事項

- (1) 公募型プロポーザルに関する要領
物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。
- (2) 契約事項に関する規則
広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。
- (3) 契約保証金
公告に定めるとおり
- (4) 地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約
適用なし

4 添付書類

- ☐ 公告の写し
- ☐ 公募型プロポーザル提案書作成要領
- ☐ 評価基準
- ☐ 契約書（案）
- ☐ 仕様書
- ☐ 仕様書等に対する質問書の様式
- ☐ 公募型プロポーザル参加資格確認申請書の様式
- ☐ 電子データの保存等に関する申出書
- ☐ 取下願書

【問合せ先】

広島県教育委員会事務局学びの変革推進部
教育改革課

担当 東

電話 082-513-4963（ダイヤルイン）